

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、鯖江・丹生消防組合管理者および監査委員をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担とする。

(訂正決定等の期限)

第6条 法第93条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 法第101条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(個人情報保護審査会)

第8条 次に掲げる事務を行うため、鯖江・丹生消防組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定または鯖江・丹生消防組合議会個人情報の保護に関する条例(令和5年鯖江・丹生消防組合条例第4号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 次のいずれかに該当する場合において、実施機関の諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を述べること。

ア この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合

イ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(3) 次のいずれかに該当する場合において、議会個人情報保護条例第50条の諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を述べること。

ア 議会個人情報保護条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合

イ 議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会の委員)

第9条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、鯖江・丹生消防組合管理者が委嘱する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 6 鯖江・丹生消防組合管理者は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- (会長)

第10条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- (審査会の調査権限)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問をした実施機関および議会(以下「諮問庁」という。)に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- (委員による調査手続)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、第11条第3項の規定による資料の提出または法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条もしくは同法第76条の規定による主張書面もしくは資料の提出があったときは、これらの資料または主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))または諮問庁をいう。以下同じ。))以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- (実施状況の公表)

第14条 鯖江・丹生消防組合管理者は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 鯖江・丹生消防組合個人情報保護条例(平成11年鯖江・丹生消防組合条例第2号。以下「旧条例」という。))は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者(以下これらを「旧実施機関の職員」という。)に係る旧条例第3条の規定による旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他に漏らし、または職務以外の目的で持ち出し、もしくは使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第13条、第20条または第24条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第30条の規定により置かれた鯖江・丹生消防組合個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)にされた、旧条例第29条の規定による諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する審査については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第30条の規定により置かれた旧審査会および第31条の規定により置かれた鯖江・丹生消防組合個人情報保護運営審議会の委員に委嘱されている者は、施行日に、第9条第3項の規定による委

嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者またはこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第30条第6項の規定による職務上知得た秘密を漏らしてはならない義務については、旧条例の廃止後も、なお従前の例による。
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 旧実施機関の職員または旧条例第12条第2項の受託事務等に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
- 8 前項に掲げる者が、その業務に関して知ることができたこの条例の施行前における旧実施機関の保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
- 9 前2項の規定は、組合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 10 この条例の施行後に、偽りその他不正の手段により、第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例に規定する保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(鯖江・丹生消防組合情報公開条例の一部改正)

第4条 鯖江・丹生消防組合情報公開条例(平成11年鯖江・丹生消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略